⑶　共益的債権
　清算会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑷　優先債権
　清算会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑸　一般債権
　協定債権のうち、担保付債権、共益的債権及び優先債権に該当しない債権をいう。
⑹　換価終了日
　担保付債権について不足額が確定し、かつ、清算会社が特別清算開始決定の日に有する資産を全て換価（放棄を含む。）した日をいう。
⑺　弁済原資
　換価終了日における清算会社の残余財産総額から同日における未払の共益的債権の額（その後に要する弁済費用・清算費用等の予想額を含む。）及び未払の優先債権の合計額を控除した残高をいう。
2　弁済に関する通則的事項
　本協定案に定める弁済は、原則として、清算会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の前日までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理弁護士の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。
3　換価の期限
　清算会社は、清算会社が特別清算開始決定の日に有する資産で、平成24年３月23日時点で換価未了であり、今後換価作業を要する別紙未換価資産目録記載の各資産を、本協定の認可決定確定日から１年以内に換価する。
4　本協定の効力発生の時期
　本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。
第２　共益的債権及び優先債権の取扱い
　共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。
第３　担保付債権の取扱い
１　担保権の対象物の評価
　株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」という。）の有する担保付債権の担保対象物の換価価値は不動産鑑定評価額を参考として金1407万8000円と評価し、徳島銀行の有する担保付債権の額から当該評価額を控除した金額を予定不足額とする。
２　担保対象物の換価及びこれに基づく弁済
　担保対象物は、徳島銀行の承諾の下、これを適宜換価処分し、換価代金から当該換価手続において清算会社が負うべき税金、売買手数料及びその他の諸経費を差し引いた上で、残金を担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲内で担保付債権の弁済に充てる。
３　予定不足額の取扱い
　予定不足額は後記第４の定め及び第５の定めの適用を受ける。
第４　一般債権の取扱い
　清算会社は、一般債権につき、以下のとおり支払う。
⑴　弁済日
　換価終了日の属する月の翌々月の末日限りとする。
⑵　弁済金額
ア　徳島銀行に対する弁済額
　弁済原資の全額を支払う。
イ　徳島銀行以外の協定債権者に対する弁済額　０円
第５　債務免除
１　徳島銀行による免除
⑴　徳島銀行は、本協定の認可決定日をもって、元本債権から、本協定の認可決定日において、口座種別を問わず、徳島銀行内に清算会社名義にて預け入れられた預金残高の合計額（以下「本件預金残高合計額」という。）及び1407万8000円を控除した残額、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
⑵　上記第３、２に定める担保対象物の換価に伴う徳島銀行の回収額が上記第３、１に定める評価額と異なるときは、次のとおり取り扱う。
ア　回収額が評価額を下回ったとき
　徳島銀行は当該回収金の受領日をもって、評価額と当該回収額との差額について債務を免除する。
イ　回収額が評価額を上回ったとき
　徳島銀行は当該回収金の受領日をもって、評価額と当該回収額との差額について上記第５、１⑴に定める免除を撤回する。
⑶　上記第４に定める弁済の実施にあたり、当該弁済額が本件預金残高合計額を超えるときは、徳島銀行は、当該弁済金の受領時に、その超過額の範囲で上記第５、１⑴に定める免除を撤回する。
２　徳島銀行以外の協定債権者による免除
　徳島銀行以外の協定債権者は、本協定の認可決定日をもって、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
第６　新たな財産が発見された場合
１　換価終了日の翌日以降に新たな清算会社所有の財産が発見された場合は、清算会社は速やかにこれを換価し、弁済日の前日までに換価が完了したときはこれを弁済日に徳島銀行に対して弁済し、弁済日以降に換価が完了したときはこれをその換価が完了した日から１か月以内に徳島銀行に対して弁済する。
２　前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で徳島銀行は第５、１⑴に定める免除を撤回する。
補則　連帯保証債務の取扱い
　徳島銀行は、同行が清算会社に対して有する一般債権及び担保付債権について和田稔宏氏が負担する連帯保証債務に関し、本協定の認可決定日をもって、金3765万円を超える範囲について免除する。なお、一部免除後の連帯保証債務の残額（3765万円）についての具体的な弁済方法については、徳島銀行と和田稔宏氏が別途協議して決する。

別紙
未換価資産目録
平成24年３月23日現在

資産の種類	内　　容	備考
未収入金	源泉所得税誤納付還付	
土地	徳島市八万町大坪275―１	

徳島地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第５号
徳島市八万町大坪275番地１
清算株式会社　第一セーフティ運送株式会社
代表清算人　溝端　浩人
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
第１　通則
１　用語の定義
⑴　共益的債権
　清算会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑵　優先債権
　清算会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　一般債権
　協定債権のうち、共益的債権及び優先債権に該当しない債権をいう。
２　弁済に関する通則的事項
　本協定案に定める弁済は、原則として、清算会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の前日までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理弁護士の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。